

はじめに

大津市子どものいじめ防止に関する条例にもあげられている通り、「すべての子どもはかけがえのない存在であり、一人ひとりの心と体は大切にされなければならない」との考えを常に心に留め、全職員が日々学校教育の現場で子どもたちと向き合っています。学校に通ってくる子どもたち誰もが「安心して」過ごせる場所、友だちとともにいきいきと活動できる場所にしていくことが、学校づくりの中心の一つであると考えます。

しかし、残念ながらいじめはいつでもどこにでも起こり得る事象であり、どの子どもが被害者や加害者になり得る可能性があることから、私たちが向き合う子どもたちの中にも「いじめ」の経験をしてしまう場合があるという認識をしておかなくてはなりません。いじめを起ささないようにするための手立てを精一杯やっていくことはもちろん、もし起こった場合にどうするかを考えておくことも大変重要です。

そこで本校では、まずいじめ防止に向け、学校全体で組織的に取り組んでいくことを前提に、昨年度以前から継続して取り組みの方向性を協議してきました。いじめのない、健やかな学校風土にしていくためには、学校だけではなく、地域・保護者の協力が必要不可欠です。そうした協力体制や外部機関との連携体制についても併せて視野に入れ、本校に在籍する児童にいじめが疑われる場合には、適切且つ迅速に対処できるよう、次のような基本方針で臨みます。

1 いじめ防止のための基本的な考え方

～明日も行こうと思える、安心して楽しい学校を目指して～

本校では学校教育目標に【やさしく、かしこく、たくましく 一杯生き抜く児童の育成】を掲げ、周りの人や生命を大切にできる優しい心を持ち、自分の考えを学びによって広げ、心身ともに健やかに成長していく児童を目指して、今年度の教育活動に取り組んでいきます。さらに将来、社会の中で自分の力を十分出し切って生き抜いていく土台となるものを 小学校生活を通してつけていきたいと考えています。

近年、いじめ問題に関しては「未然防止」「早期発見」「迅速な対応」が重要とされています。子どもたちのかけがえのない「いのち」を守り、「教育を受ける権利」を確実に保障するためにも、その3点に誠実に向き合う覚悟が私たちに必要だと感じています。

① いじめの未然防止

「いじめ」はどこの学校にも起こりうるものであることを踏まえ、それでもいじめのない学校を目指し、子どもたち主体になるような以下の取り組みを重点的に進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	児童会や委員会活動の中で、「いじめ防止」を意識した活動を取り入れ、子どもたち自身のことは、行動で「いじめをなくす」ための発信をしていく。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	児童会や委員会活動等を通して、子どもたち自身から目標設定する機会のようなことが提案されるよう、支援し見守っていく。

(2) 子どもに対する教育・啓発

a	子どもの心を豊かにする教育の推進	道徳科や音楽科、図画工作科など情操を育む教科だけでなく、学校教育全般において、友だちとのつながりを感じられる取り組みや心の耕しとなる学習などを大切に実践していく。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	人権教育の年間計画を見直し、他教科、学校行事等との横断的な学習を進めていく。教職員自身の人権感覚もより高めていく。特に11月中旬～12月初旬の人権月間においては道徳参観を実施し、保護者にも人権学習について知っていただくなど、各家庭でも関心を持ってもらえるよう取り組む。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	学級活動や道徳科を中心に、ストレスマネジメント学習やソーシャルスキル学習の授業を取り入れていく。また、「学び合い」学習の研究を継続し、子どもたち同士の話し合いの力やコミュニケーション力を高める。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	携帯電話、スマートフォンなどの情報モラルに関する学習、人権教育に関する学習などで外部講師を招き、より専門的に学習を進める。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	「学び合い」学習の取り入れ方を研究、実践していくとともに、年3回の教育相談や、アンケート等を手がかりに、一人ひとりの子どもに寄り添った指導を行う。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	各委員会、児童会での取組、アンケート、分団班長会、教育相談の実施、心の学習をめあてにした道徳科の学習、縦割り活動の充実などを図る。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	年4回の縦割り活動に加え、運動会での色別応援も縦割りでを行い、異学年児童の交流を図る。また、「1年生を迎える会」「6年生を送る会」といった全校集会の場を大切に、歓迎や感謝の気持ちを伝えるよさを子どもたちと感じさせる。毎日の分団登校も異学年交流の場と捉え、高学年の児童が下学年児童のことを考えて引率できるよう指導する。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	携帯電話やスマートフォンの適切な利用について、外部専門家を招き授業を行うなど、児童に学習の機会を保障していく。

(3) 教員に対する研修・支援

a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	いじめ対策基本方針で体制を明記し、組織的かつ迅速・適切に事案に対応できるよう、職員間で共通理解を図る。また、職員研修を実施し、子どもたちがより相談しやすい環境を構築する。
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	職員会議等で基本方針について合議し、職員全員で内容を理解できるようにする。いじめ対策担当教員の役割についても再度説明し、校内のいじめ対策のシステムを確認する。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	いじめ対策委員会の開催や定例の生徒指導部会などの機会を活用し、校内事案の情報共有化をはかる。聴き取り、家庭訪問などは原則複数で行い、情報を正確に集約できる体制を整える。

(4) その他（学校独自の取り組み）

学校独自の取組	地域諸団体（人推協、学区民会議）が主催する地域での研修会に於いて、児童がいのちや人権を大切にしたい取り組みについて発表する。
	分団班長会やたてわり活動、委員会活動を通して、下学年、学校全体を思いやり行動する高学年を労い、自分たちの言動に誇りを持たせていく中で、自尊感情やリーダーシップを育てていく。

②いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われることが多く、少しでも早くその兆候に周りの大人が気づいて、いじめられている児童の不安を取り除いてあげることが必要になります。そのために、本校では以下のような取り組みを重点的に進めます。

(1) いじめに関する情報収集

a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	学期に1回教育相談アンケートを実施。他の月にも生活アンケートを行い、児童の内面の変化、兆候などをとらえる機会とする。また、学級の傾向をつかむため、5月にクラスマネジメントシートを実施する。
b	いじめ対策担当教員を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	毎週月曜日の1校時に生徒指導主任・教育相談主任・いじめ対策担当が児童の情報を共有し合い、組織的に対応を行う。他にも生徒指導部会や月末統計での報告、アンケート、教育相談の集約などを情報収集の機会とする。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	登下校時の見守りを始め、昇降口などの点検、整理、また校舎内巡視など生徒指導部中心に行う。また、6月や10月など、いじめ事案の多い時期には休み時間等の見守りを強化する。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	教育相談を学期に1度実施する。また、毎月の生活アンケート後も気になる回答の児童については、個別に担任から声をかけ、児童の悩み等の早期発見にかす。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	定例の懇談会、参観の機会だけでなく、必要に応じて保護者に電話連絡を取ったり、家庭訪問を行ったりして、直接話すことを心がける。また、家庭から担任に子どもに関する情報が寄せられたときには、その対応を学年や対策委員会等で協議する。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	児童の情報モラル学習を行う際には、保護者にもその授業に参加してもらえよう、呼びかける。また、PTAの研修部とも連携し、保護者向け講座について実施を検討していく。

(2) いじめに関する情報共有

a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	週1回の定例対策委員会に加え、いじめを把握した場合は臨時対策委員会を行う。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	対策委員会や生徒指導部会などで学校全体での情報共有を図る。校種を越えた連携として、校園連絡会（基本的に月例）を有効に活用する。他にも小中連絡会、保幼小連絡会、学校協力者会議等を情報共有の機会とする。

(3) その他（学校独自の取り組み）

学校独自の取組	いじめ対策担当教員は担任からの情報を待つのではなく、積極的に担任等に声をかけ、情報を収集するなど早期発見に努め、適切な初期対応を図る。
	分団班長会を通じて、分団登校時や分団内での様子を教員が班長と懇談して把握し、地域関連の情報収集にも努める。

② いじめへの対処

児童や保護者、地域の方からいじめの相談を受けた場合、または教員が日々の指導、見守り、アンケートなどで、いじめについての事案を見つけた場合には、わかった段階で速やかに対処を進めていく必要があります。上記のことに関して、本校では以下のような取り組みを重点的に進めます。

(1) いじめの対処

a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	「いじめ対策委員会」では情報共有の場だけにとどまることなく、関係児童への聴き取り計画や指導内容、保護者対応の仕方など、具体的に協議し、関係教員が同じ方向で話ができるようにする。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	正確な情報収集に努め、児童の今後の学校生活が安定、安心できるような指導を心がける。保護者に対しても、被害、加害を問わずそれぞれの児童がよりよく学校生活を送れるような支援をしていくことを伝え、共に子どもを支えていく視点を大切にする。
c	ネット上のいじめへの対応	速やかな情報収集と事実確認を行い、保護者監督の下、ネット上に残存している情報削除を行う。その上で必要に応じて家庭訪問や保護者来校依頼をし、関係児童と共に再度ネット使用のルールを各家庭で決めてもらうなど、再発防止に向けた話し合い・指導をしていく。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	聴き取り等により、関係児童に対してのアンケート実施が必要と判断された場合は、学級、学年、学校全体など範囲を考え調査を行い、可能な限り正確な事実確認を行う。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	保護者の知る権利を尊重し、適切に情報を提供する。

(2) その他（学校独自の取組）

学校独自の取組	いじめ事案が一定の解決を図られた後も、継続的に見守り、その後の状況について確認をする。

2 いじめ対策委員会の設置

本校ではいじめの防止に関する措置を実効的に行うため、組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割については、以下のとおりとします。

①役割

- *いじめ防止等の取り組みの年間計画を作成する。
- *いじめ防止等の取り組みについて、すべての教職員間で共通理解する。
- *いじめ防止等の取り組みの実施、進捗状況の確認を行う。
- *いじめの疑いや児童の問題行動に関する情報の収集と記録、共有を行う。
- *事案により緊急会議を開き、情報共有、対策を相談し迅速に対応できるようにする。
- *児童への聴取をしたり、支援・指導の体制等について共通理解をしたりする。
- *いじめとして対応すべきか否かの判断を行う。
- *重大事態に関わる調査の母体となり、調査を行う。
- *いじめ防止等の取り組みの検証、基本方針の見直しを行う。

②構成員

＜定例及びいじめ事案発生時のいじめ対策委員会：個別のいじめ事案の対応等を協議＞

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、いじめ対策担当教員、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学年主任、担任とし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質上、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を得ます。

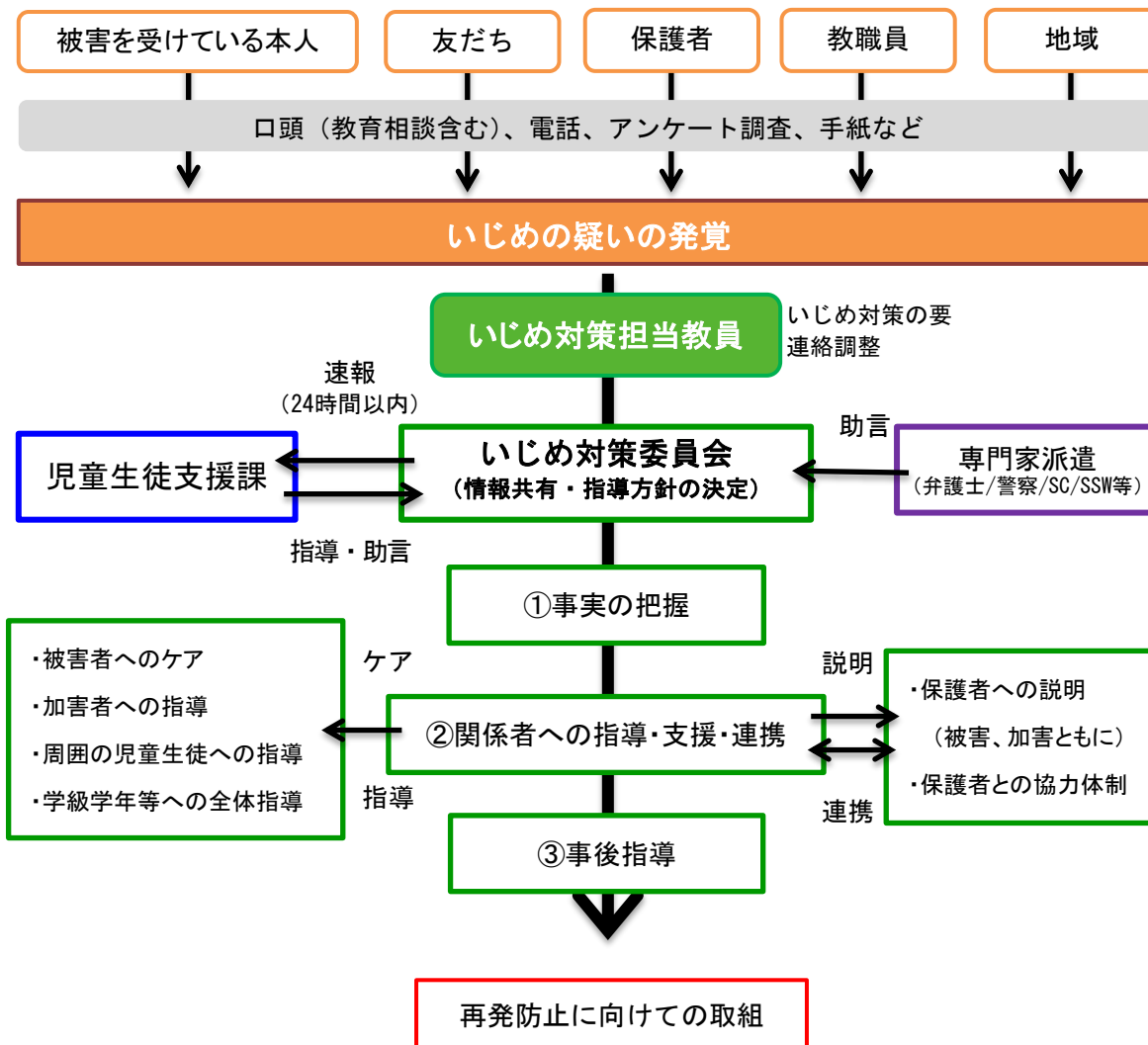
＜拡大いじめ対策委員会：学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議＞

管理職、主幹教諭、いじめ対策担当教員等の学校教職員の他、自治連合会会長、PTA会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。尚、学校協力者会議と兼ねて、年3回実施します。

③関係する部会との連携

いじめ防止等の取り組みの実施にあたっては、生徒指導部会、教育相談部会、人権教育部会と役割分担し、連携して取り組みます。

③ いじめ事案対応フロー図



③ その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

①基本方針、年間計画の見直し

基本方針、年間計画については、活動実績を評価するとともに、その取り組みがいじめの未然防止や早期発見に、どの程度効果的であったかを検証する必要があります。毎週、毎月定例の会議の中で、取り組みの検証をしていきます。このことを各学年部にも共通理解をはかり、PDCAサイクル（プラン・ドゥ・チェック・アクション）に基づいた見直しをしていきたいと考えます。

いじめ対策に於いては、日常の観察も大きな意義をなすと考えていることから、生徒指導・教育相談・いじめ対策担当教員は、手分けして随時校内の見回りや、さまざまな場での子どもとの関わり、指導などを継続していきたくと思っています。また、学年主任や各学年の担任に恒常的に声をかけ、些細なことでも実態の把握に努めていきたいと考えています。

②基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

取組意図 ①未然防止②早期発見③早期対応④家庭・地域・関係機関連携

月	活動内容・取り組み	取り組み意図
4	いじめ対策委員会・職員会議での共通理解・職員研修 拡大学年部会 基本方針策定 学級懇談会（年度始め定例） 1年生を迎える会 生活アンケート 児童の自宅確認	① ① ② ② ② ② ②④
5	小中連絡会 保護者参観 たてわり活動 教育相談アンケート調査	④ ④ ① ②
6	たてわり活動 教育相談月間 保幼小連絡会 分団班長会 音楽会 学校協力者会議（拡大いじめ対策委員会） 生活行動学習・ストレスマネジメント	① ② ①④ ①② ①④ ①③④ ①
7	学級懇談会 弁護士の先生による授業（6年生対象） クラスマネジメントシート実施（4～6年） 個別懇談会	④ ① ② ②③④
8	瀬田南の子どもを語る会 職員研修（いじめ防止について・教育相談についてなど）	② ①②③
9	運動会に向けての応援（たてわり活動）・取り組み いじめ対策推進室の出前授業（2年生対象） 生活アンケート	① ① ②
10	分団班長会 南の子どもを語る会（職員研修） インターネット等に関わるいじめ防止研修（高学年） 教育相談アンケート調査 教育相談月間 個別懇談会	①② ①② ① ② ②③④
11	保護者参観（道徳参観） 学校協力者会議（拡大いじめ対策委員会） 人権教育月間 たてわり活動	④ ①③④ ① ①

12		
1	保護者参観 たてわり活動 教育相談アンケート調査 教育相談月間	④ ① ②
2	保護者参観、学級懇談会 学校協力者会議（拡大いじめ対策委員会） 分団班長会	④ ①③④ ①②
3	拡大学年部会 保幼小連絡会・小中連絡会	② ④
<p>通年で</p> <p>朝、帰りの見守り</p> <p>日々の教育活動</p> <p>校内の見回りや下駄箱チェック</p> <p>校園連絡会（原則月に1回）</p> <p>いじめ対策委員会</p> <p>生徒指導部会</p> <p>学年部会</p> <p>月末調査</p>		

5 その他（資料等）

学校アンケート

これはあなたの学校生活をよりよくするためのものです。
最近のことを思い出して正直に答えてください。

年 組 番 名前

- 1 学校に来るのは楽しいですか。 はい まあまあ いいえ
- 2 学校の勉強はよくわかりますか。 はい まあまあ いいえ
- 3 仲良しの友だちはいますか。 はい いいえ
- 4 今、困っていることはありますか。 いいえ はい
- 5 それはどんなことですか。(複数Oをつけてもよい。)
 - ①友だちのこと
 - ②勉強のこと
 - ③クラスのこと
 - ④からだのこと
 - ⑤家族や兄弟姉妹のこと
 - ⑥その他
- 6 困ったことを相談できる人はいますか。 はい いいえ
- 7 それはだれですか。(複数Oつけてもよい。)
 - ①おうちの人
 - ②友だち
 - ③先生
 - ④兄弟姉妹
 - ⑤地域の人
 - ⑥その他
- 8 周りに困っている友だちはいますか。 いない いる
- 9 自分が困っていることや友だちが困っていることがあれば書いてください。

学校アンケート

さいぎんのことを思い出して、しょうじきに
お答えください。

ねん ぐみ ばん なまえ

- 1 がっこうにくるのばたのしいですか。 はい まあまあ いいえ
- 2 べんきょうはすきですか。 はい まあまあ いいえ
- 3 なかのいれどもだちはいますか。 はい いいえ
- 4 いま、こまっていることはありますか。 いいえ はい
- 5 それはどんなことですか。(いくつOをつけてもいいです。)
 - ①ともだちのこと
 - ②べんきょうのこと
 - ③クラスのこと
 - ④からだのこと
 - ⑤かぞくやきょうだいらしいのこと
 - ⑥その他
- 6 こまったことをそらだんできるひとはいますか。 はい いいえ
- 7 それはだれですか。(いくつOしてもいいです。)
 - ①おうちの人
 - ②ともだち
 - ③せんせい
 - ④きょうだいらしい
 - ⑤まちの人
 - ⑥その他
- 8 こまっていることがあれば書いてください。(「え」であらわしてもいいですよ。)

せいけつアンケート

がつ

ねん ぐみ ばん なまえ

- 1 げんきに がっこうへ きていますか。 はい いいえ
- 2 じぶんから あいさつを していますか。 はい いいえ
- 3 じぶんなりに べんきょうに とりくんでいますか。 はい いいえ
- 4 ともだちに いやなおもいをさせたことが ありますか。 ない ある
- 5 なにか しんばいなことや きになることはありませんか。 ない ある

生活アンケート 用

年 組 番 名前

- 1 学校に元気に来ていますか。 はい いいえ
- 2 自分からあいさつをしていますか。 はい いいえ
- 3 勉強の内容はわかりますか。 はい いいえ
- 4 最近、友達にいやな思いをさせたことがありますか。 いいえ はい
- 5 何か先生に相談したいことがありますか。 ない ある